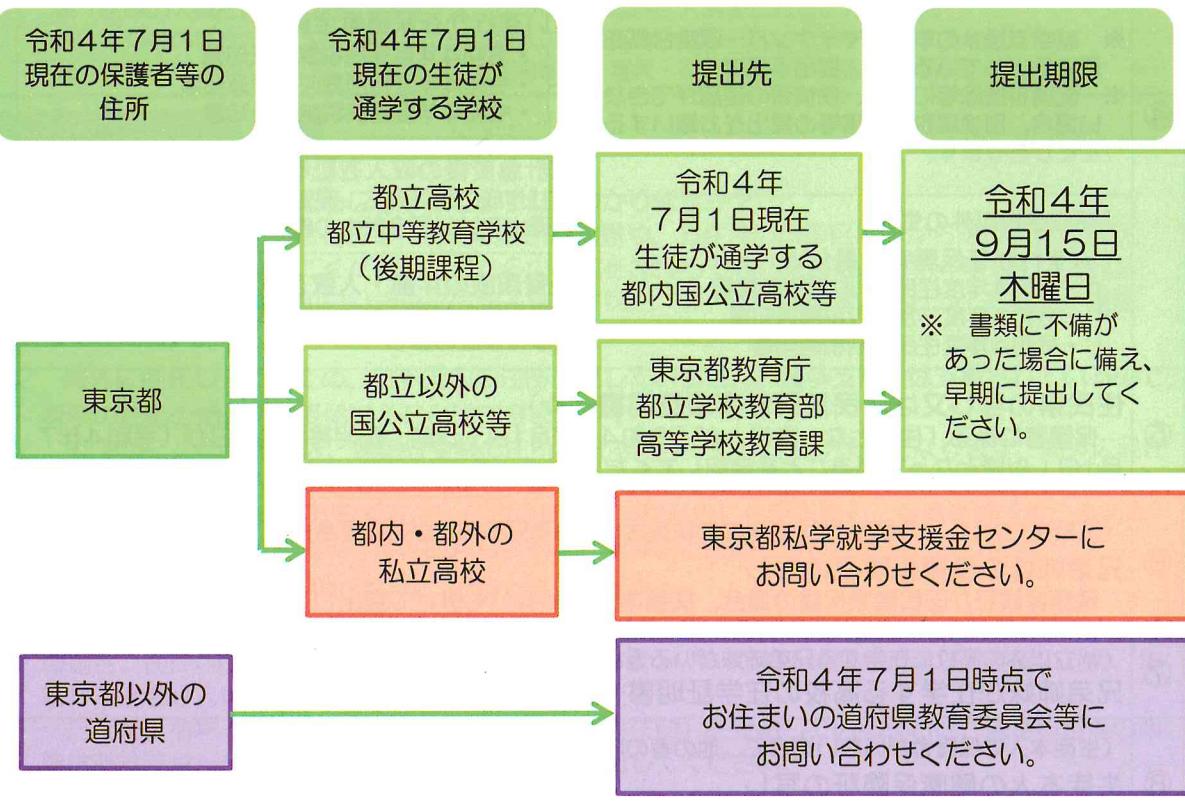


## 6 書類提出上の注意点

- (1) マイナンバー収集対象となっていない方の、住民票に記載されているマイナンバーは、判別できないよう処理(黒塗り等)した上で提出してください。
- (2) 弟兄姉妹等の健康保険証の写しを提出する場合、健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等記号・番号は、判別できないよう処理(黒塗り等)した上で提出してください。
- (3) 一度提出された書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し(コピー)を提出してください。写しを提出する場合は、氏名やマイナンバー等の文字が鮮明に分かるよう複写してください。
- (4) 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者又は未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。
- ①一時的に親権を行う児童相談所長 ②児童福祉施設の長 ③法人である未成年後見人  
④財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- (5) 都立以外に生徒が通っている場合又は何らかの事情でマイナンバー収集台紙を提出できない場合は、「マイナンバー収集台紙」の代わりに以下のいずれかの書類を提出してください。
- ①令和4(2022)年度 住民税(非)課税証明書 ②令和4(2022)年度 住民税納税通知書  
③令和4(2022)年度 特別徴収税額通知書(※給与収入のみの方)
- (6) 都立以外の国公立高等学校等に在学している場合は、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書に、在学する学校の校長から在学及び就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の支給を受ける資格を有する者である旨の証明(印)を受けてください。

## 7 提出期限・提出先等

保護者の住所及び生徒本人の通学する学校により提出期限・提出先が異なりますので注意してください。  
※ 家計急変世帯は随時申請を受付けています。(令和5年1月末まで)



## 8 お問合せ

- 生徒本人が都立高等学校又は都立中等教育学校に在籍している世帯  
生徒本人が在学している高等学校等の経営企画室
- 生徒本人が都立高等学校等以外の国公立高等学校等に在学している世帯  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都庁第二本庁舎15階  
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当  
☎ 03(5320)7862 (平日9:00~17:45)